

書式14

**住宅金融支援機構 災害復興住宅融資（マンション共用部分補修）
【管理組合申込みの場合】商品概要説明書 <東日本大震災>**

（詳しくは、「災害復興住宅融資（マンション共用部分補修）のお知らせ<東日本大震災>」をご覧ください。）

説明事項	商品概要
資金使途	<p>○ マンションの管理組合が東日本大震災により被災した共用部分を補修するための資金 ※ローンのお借換えには利用できません。</p>
融資額	<p>○ 融資対象工事費以内※（10万円以上、1万円単位）。</p> <p>※1 10万円×住宅戸数以上の工事費であることが必要です。 ※2 据置金等の交付がある場合は、上記の額又は融資対象工事費から据置金等を差し引いた額のいずれか低い額となります。 ※3 毎月の返済額は毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内*とする必要があります。これにより融資可能額が上記の額以下となる場合があります。また、既に他のお借入れがある場合は、今回の融資に係る借入金の毎月の返済額に当該他の借入れに係る返済額を加えた合計額が、毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内*であることが必要です。 *修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一定の条件を満たした上で、60%以内とする必要があります。</p> <p>※4 詳しくは「災害復興住宅融資（マンション共用部分補修）のお知らせ（東日本大震災）」をご覧ください。</p>
返済期間	<p>○ 1年以上10年以内（1年単位）</p> <p>※ 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は返済期間を1年以上20年以内とすることができます。 ①耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、 ④給排水管取替工事、⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、 ⑦アスベスト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事</p> <p>※ ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます。元金据置期間を設定すると、据置期間分返済期間が延長されます。 ただし、元金据置期間を利用した場合は、元金据置期間を利用しない場合に比べて、総返済額が高くなることにご注意ください。</p>
融資金利	<p>○ 固定金利（全期間固定金利型）</p> <p>※ 借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※ 金利は段階的に高くなるため、毎月の返済額が当初5年経過後に増加します。 ※ 金利は、住宅金融支援機構のホームページでご確認ください。</p>
返済方法	<p>○ 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い</p>
担保	<p>○ 必要ありません。</p>
保証人	<p>○ 機構が認める保証機関（（公財）マンション管理センター又は（一財）住宅改良開発公社）</p> <p>※ 詳しくは「災害復興住宅融資（マンション共用部分補修）のお知らせ（東日本大震災）」をご覧ください。 なお、保証料はお客様の負担となります。</p>
工事完了届	<p>○ 工事完了後、機構に共用部分改良工事完了届等をご提出ください。</p>
火災保険	<p>○ 必要ありません。</p>
資金のお受取	<p>○ 工事完了後、金銭消費貸借契約を締結した後約1か月から1か月半後になります。</p>
融資手数料	<p>○ 必要ありません。</p>
繰上返済手数料	<p>○ 必要ありません。</p>

※ お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、機構又は保証機関の審査の結果、返済に懸念がある管理組合については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することができますので、あらかじめご了承ください。

※ 反社会的勢力と関係がある管理組合にはご融資できません。（管理組合の組合員が反社会的勢力に該当する場合や、住戸が反社会的勢力の事務所等に使用されている場合も含みます。）

※ この融資をご利用いただく場合、機構が承認した保証機関等の保証を受ける必要があります。

令和7年10月